



# 訴 状

2014年5月20日

那覇地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士  
同

徳 永 信 一  
照 屋 一 人



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

公金支出返還（住民訴訟）請求事件

訴訟物の価格 算定不能



貼用印紙額 1万3000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、翁長雄志に対し、1億6675万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ
- 2 訴訟費用は被告の負担とするとの判決を求める。

## 第2 請求の原因

- 1 当事者
  - (1) 原告は、那覇市の住民である。
  - (2) 被告は、那覇市の市長である。

- 
- 
- 2 原告が被告に対して損害賠償請求を求める相手方は、翁長雄志であり、平成12年から現在まで那覇市長の職にあるものである。

### 3 違法な公金支出

- (1) 那覇市は、平成21年4月1日から、障害者自立支援法及び那覇市障害福祉センター条例（甲1）に基づき、那覇市地域活動支援センターⅡ型事業を行う「那覇市障害者福祉センター」の運営を、民間から公募を募り、指定管理者として当該事業を委託することとなった（甲2）。

- (2) 那覇市が指定管理者の公募をしたところ、社団法人那覇市身体障害者福祉協会（以下、「那身協」という。）が指定管理者として指定を受けたい旨の申請があり、申請は申請期間内中、那身協一社だけであった（甲3）。

そこで、平成20年10月21日、那覇市健康福祉部障がい福祉課は、那身協を指定管理者予定候補者として選定し（甲4）、那覇市は平成20年12月議会において、正式に那身協を指定管理者として選定する議決を行った（甲5）。

- (3) その後、平成21年3月24日、那覇市と那身協との間で、障害福祉センター運営に関する、「那覇市障害者福祉センター基本協定書」（以下、「本協定」という。）を締結した（甲6）。

本協定によると、那覇市は那覇市障害者福祉センターの管理のための委託料を那身協に支払うこととなっている（甲6、第10条）。そして、当該委託料は那身協が提出した収支予算計画書に基づいて決定され、各年度の委託料は、各年度において、年度協定書を作成して定めることとなった。

そこで、那身協は収支予算計画書を提出していたが、それによ



ると平成21年度から平成25年度までの事業のための委託管理料は819万円であるとして、収支計算を行っていた（甲3、10頁）。

- (4) ところが、那覇市（協定締結の担当は、那覇市健康福祉部障がい福祉課である。）と那身協は、那身協が申請していた819万円を大幅に超過する4154万円を委託料とする内容の年度協定書を締結し、平成21年度以降も、平成25年度まで同様の内容で年度協定書を締結した（甲7の1乃至5）。

そして、同協定書に基づき、那覇市から那身協に対し、平成21年度から平成25年度まで、各年度合計4154万円の委託料が支払われ、平成21年度から平成25年度までの支払合計は2億770万円となる。

- (5) しかし、本協定に基づくと、那身協が提出した収支計画書に記載された指定管理料合計4095万円で、那覇市及び那身協はこの金額において年度協定を締結すべきであったにもかかわらず、那覇市は本協定に違反して、合計2億770万円を支払ったものであり、本来的には、支払うべきでない委託料を公金から支出したものであるから、上記金額の差額である1億6675円は違法な支出である。

#### 4 相手方の責任

相手方は上記支出につき法令上本来的に権限を有する者であり、違法な上記支出については、これを阻止すべき管理監督義務を有しているところ、これを怠り、本協定に反して、違法な支出を行ったものであるから、その損害を賠償する義務を負う。

#### 5 住民監査請求の前置





原告は、平成26年2月25日、那覇市監査委員に対し、那覇市が被った損害を填補するために必要な措置、具体的には、相手方による前述の義務違反行為により、那覇市が被った損害額である1億6675万円につき、那覇市が相手方に対し、損害賠償をすることを勧告するよう求める住民監査請求を行った(甲8)。

しかしながら、同請求は、年度協定の締結及び事業の実施にあつては、違法性または不当な事実は認められないし、それに伴う公金支出は、那覇市に損害を与えるという旨の主張は認められないとの理由で、平成26年4月24日付で棄却された(甲9)。

## 6 結語

以上で述べたとおり、相手方は、債務不履行責任ないし不法行為責任に基づき、那覇市の被った損害を賠償する義務を負うが、同市は、相手方に対して有する損害賠償請求権の行使をせず、同市の財産の管理を怠っている事実が認められる。

そこで、原告は、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、相手方に、請求の趣旨記載の金員の支払を請求するよう求めるものである。

## 証 拠 方 法

- 1 甲第1号証 那覇市障害者福祉センター条例
- 2 甲第2号証 那覇市障害者福祉センター管理者募集要項
- 3 甲第3号証 那覇市障害者福祉センター指定管理者応募書類
- 4 甲第4号証 「那覇市障害者福祉センターの指定管理予定候補者の選定について(答申)」と題する書面
- 5 甲第5号証 「那覇市障害者福祉センターの指定管理者選定



結果について」と題する書面

- 6 甲第6号証 那覇市障害者福祉センター基本協定書
- 7 甲第7号証 年度協定書（平成21年度から平成25年度）
- 8 甲第8号証 那覇市職員措置請求書
- 9 甲第9号証 「那覇市職員措置請求について（通知）」と題する書面

添 付 書 類

- 1 訴状副本 1通
- 2 訴訟委任状 2通
- 3 甲号証写し 各1通

以上



## 当事者目録

- 〒 [redacted] 那覇市 [redacted]  
[redacted]
- 原告 板谷 清 隆  
〒 530-0054 大阪市北区南森町一丁目3番27号  
南森町丸井ビル6階 徳永総合法律事務所  
原告訴訟代理人弁護士 徳 永 信 一
- 〒 902-0065 那覇市壺屋一丁目18番1号  
メゾンドあかが〜ら1階  
サルヴェイション法律事務所 (送達場所)  
電 話 098-917-2495  
FAX 098-917-2496  
原告訴訟代理人弁護士 照 屋 一 人
- 〒 900-8585 那覇市泉崎一丁目1番1号  
被 告 那覇市長 翁長雄志